

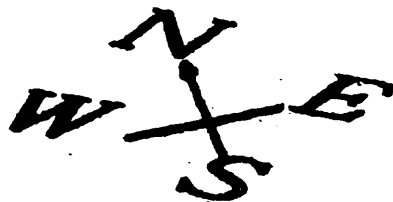
エコネット

2008年 11月 1日

第174号

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



主・武田新研究所建設に対する署名

な・藤沢の空気 NO₂ 測定結果

記・ごみ有料化裁判第9回の報告

事・地球温暖化防止プロジェクトの学習会報告

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/ F A X 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

空気の流れ・被害状況

1978年 NO₂ の環境基準大幅改悪、87年公害指定地域全面解除等の日本の環境行政の後退変質のために、大気汚染は野放しに近い状態になり、被害(患者)は増える一方です。特に首都圏等の都市部では、大気汚染は劣悪であり、喘息肺がん等の被害が増え続けています。

四日市以降の一連の大気汚染公害裁判は、その環境対策、被害の救済を命じてきました。しかし、この一連の裁判の最終到達点とも言うべき、東京地裁判決はこれまでの西淀川・川崎等などの被害者側に立つ判決とはほど遠く、被害補償を受けた原告僅か7人、補償額僅少という、加害大手ジーゼル車メーカーの免責ばかりが際立つ異例の判決となりました。救済の急がれる中、事態の收拾に東京高裁が動き、2006年9月、被害者救済の立場に立ち、「医療費救済制度の確立・謝罪と賠償金抛・今後の公害対策の推進」を目指す最終和解を勧告しました。原告患者側はそれぞれの被告側との険しく精力的な交渉の果てに、一応一步の前進と受け止め両者和解を決断しました。この結果、都では離島も含め全地域の大気汚染全被害患者の医療費救済実現等目覚ましい展開が見られました。

さて、神奈川ですが、大気汚染が県内全域に広がり、喘息肺がん等の被害が増え続けています。県内の学童の健康調査で、喘息を訴える率は今も増加を続けています。

全国的に都市部ではこのような汚染状態ですが、国は新たな公害対策の実施をうたってはいるものの、NO₂ や粉塵〔PM2.5〕の合理的科学的規制値の制定にはあまり積極的ではありません。公害地域の拡大再指定など被害救済についても同じです。より進化した規制措置、被害補償制度をつくる運動を推進する必要があります。高速道路網による汚染など依然被害は深刻です。

なお、最近のガソリン不足、また経済不況のため各測定局で基準クリアーが増えている事実を見守る必要があります。

今、グローバルな環境悪化が憂慮されています。海外の諸地域においても、大気汚染や酸性雨のために、多大な被害が発生している事は周知の事実です。自然環境が人力により蝕まれ、地表の生命に不気味な影を落としています。さらに、エネルギーの浪費(特に戦争)による砂漠化異常気象等の温暖化現象は地表の全ての生物に耐え難い打撃を与えています。

(大気汚染測定かながわ連絡会 近藤博)

藤沢の空気はきれい？

藤沢市内351ヶ所の大気汚染(NO2) 6月調査の結果をお知らせします。

道路沿い(幹線道路から20メートル以内)と非道路沿い(住宅地など)に分けて、それぞれ183ヶ所と167ヶ所で天谷式小型カプセル・アルカリろ紙法による測定をしました。

毎年、夏と冬に1日ずつ行い、例年夏は冬より測定値が低くなりますが、本年は特に低く、全測定値の平均値0.024ppmは測定を始めて以来の最低値でした。

測定日朝から雨が降った為と春以来のガソリンの値上がりで走行する車が減ったと大きな原因だろうと考えられます。冬の調査が12月に予定されていますのでどのような値が出るか注目してゆきたいと思っています。

(藤沢の空気を考える会 澤野井道子)

8/18/06

ワースト16

1	0.157	城南四丁目柏山信号	9	0.083	用田バス停
2	0.122	大庭トンネル大庭側出口	10	0.082	本町1丁目
3	0.122	大庭トンネル辻堂行中央	11	0.079	用田厚木藤沢線
4	0.112	大庭トンネル城南側入口	12	0.074	辻堂東海岸1丁目
5	0.106	大庭トンネルライフタウン行中央	13	0.072	大庭トンネル大庭側入口
6	0.098	南藤沢1丁目	14	0.072	大庭トンネル城南側出口
7	0.089	辻堂団地	15	0.07	辻堂西海岸2丁目
8	0.084	学習文化センター前	16	0.07	本町1丁目

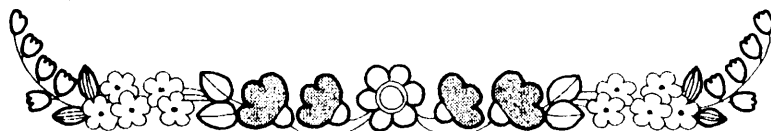
1ヶ月測定(天谷式小型カプセルによる)

1	0.001	辻堂 明治	6	0.023	藤沢北タクシーのりば
2	0.014	〃	7		不明
3	0.014	〃	8	0.027	藤沢橋測定局
4	0.013	藤沢 室内	9	0.011	市役所
5	0.014	藤沢橋より200m バス通り	10	0.01	片瀬

地域別測定結果

2008年6月

	道路沿い		非沿道沿い		合 計	
	件数	平均(ppm)	件数	平均(ppm)	件数	平均(ppm)
片瀬地区	19	0.018	24	0.011	43	0.014
鵠沼地区	17	0.041	9	0.018	26	0.033
辻堂地区	11	0.039	3	0.006	15	0.03
村岡地区	17	0.022	27	0.011	44	0.015
藤沢地区	27	0.044	20	0.018	47	0.033
明治地区	35	0.023	13	0.015	48	0.021
善行地区	15	0.024	10	0.021	25	0.023
大庭地区	15	0.054	11	0.022	26	0.04
六会地区	2	0.023	12	0.013	14	0.015
湘南台地区	7	0.029	18	0.023	25	0.025
遠藤地区	1	0.012	8	0.02	9	0.019
長後地区	5	0.023	5	0.019	10	0.021
御所見地区	12	0.039	7	0.013	19	0.029
全体	183	0.032	167	0.016	351	0.024



藤沢市の温暖化ガス削減はどこまで進んでいるか？

去る9月27日（土）13：00～16：00に、藤沢市労働会館第1会議室で行われた藤沢エコネット・地球温暖化研究プロジェクト（準備会）主催の学習会に参加しました。講師は、生涯学習出張講座「こんにちは！藤沢塾」の山下和晃氏（藤沢市環境管理課課長補佐・環境担当）でした。

地球温暖化抑止の国際協定「京都議定書」が定めた温室効果ガス削減の「第一約束期間（2008～12）」がこの4月からスタートした。我が国の取り組みは「先進国」のなかでも決定的に立ち遅れている。京都議定書で、1990年比6%削減を目標に掲げているが、逆に6.2%も増やしている。このままでは、4年後の第一約束期間終了までに、国際公約を実現できるか疑わしい状況である（京都議定書の先進各国の温暖化ガス排出量目標値は、法的拘束力のある国際公約）。

我が国では、地球温暖化対策推進に関する法律により「温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進するとともに、市民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進をはかるため、情報提供等に努めること」が地方公共団体の責務として位置づけられている。

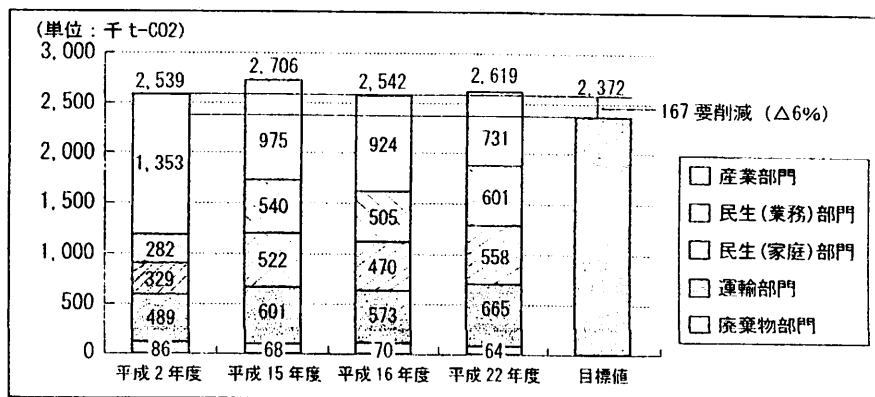
藤沢市では、温暖化ガス（CO₂）を2010年までに1990年比6%削減を掲げている（藤沢市環境基本計画）。

そのためにはこの20年間に二酸化炭素（CO₂）に換算して、1990年の排出量2,539,000t-CO₂から167,000t-CO₂削減し、2,372,000t-CO₂（2010年度）を達成しなければならない。

2004（H16）年度における藤沢市の温室効果ガスの排出量は、2,542千t-CO₂で、前年比6.1%削減を成し遂げている。しかし、基準年（90年）に比べて0.1%増となり、減少傾向には至っていない（図：ふじさわ環境白書2007、p108）

その内訳を見ると事業者が60%、市民が40%の割合を占めている。産業部門では90（H2）年度の1,353千t-CO₂から04（H16）年度は924千t-CO₂と32%の削減となっている。その主な要因は、省エネ対策の推進もさることながら市内からの工場撤退が大きいと考えられる。また、民生（業務）部門が282千t-CO₂から505千t-CO₂と増加しているのはショッピングモールなどオフィス・デパート等商業部門に起因している。





(図: ふじさわ環境白書2007, p.108)

温室効果ガスの具体的な算出方法は、以下の方法により換算する。

$$\text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに}) \text{燃料使用量 (t, kL, 千 Nm}^3\text{)} \times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kL, GJ/千 Nm}^3\text{)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

例えば、灯油400Lを使用した場合のCO₂排出量は

$$= 0.4\text{KL} \times 36.7\text{GJ/KL} \times 0.0185\text{tC/GJ} \times 44/12$$

$$= 1 \text{ t-CO}_2 \text{ となる。}$$

同様に換算すると

$$1 \text{ t-CO}_2 \text{ に相当するガソリン} = 435\text{L}, \quad \text{電気} = 2.778\text{kWh}, \quad \text{都市ガス} = 476\text{m}^3, \\ \text{プロパンガス} = 333\text{kg (159m}^3\text{)} \text{ となる。}$$

各部門別の温室効果ガス排出量の算定するには、「藤沢市統計年報」「総合エネルギー統計」「工業統計表」等を参考に使用電力量、ガス供給状況等、各種燃料の使用量等を求めている。

市役所内では環境保全率先実行計画として、グリーン購入、コピー用紙・出に使用量・燃料使用量等の削減を推進している。た、公共施設における省エネルギーの推進、自然エネルギーの活用や環境教育・環境学習を推進している。

市民向けには住宅用太陽光発電の普及を推進するため設置補助をしている。07 (H19) 年度までに900世帯が設置している(市補助対象は210軒)。

3kwの太陽光発電では年間3,000kwhの電力を賄うことができ、これは1 t-CO₂に相当することになる。従って、900 t-CO₂の削減が可能である。太陽光発電をもっと普及させることが大切だと感じた。

市民と共に環境フェア、温暖化対策地域推進協議会、石けん推進協議会などの活動を続けてきた藤沢市は環境問題についての先進都市として私達の誇りです。環境フェアの中で、温暖化について関心のある方々で藤沢の温暖化対策について研究プロジェクトが立ち上がりました。

地球温暖化について藤沢市のことについてもっと知り、一緒に考え、行動しませんか。

(mimi)

次回研究プロジェクト(準備会)日時:11月8日(土)10:00~12:00

会場:労働会館第5階儀室

内容:(1)前回学習会のまとめと今後の課題

(2)ヨコハマ環境会議との交流 (3)その他

武田薬品工業（株）巨大研究所の建設計画見直しと条例制定を求める請願

武田問題対策連絡会

共同代表 青柳節子 小林麻須男 平倉誠 宮澤政文

同連絡先 木村直人 藤沢市藤が岡3-6-19

同 斎藤勝彦 鎌倉市笛田2-15-8

<請 願 理 由>

武田薬品工業(株)は、バイオ、遺伝子組み換え、P3実験施設(注1)、RI実験施設(注2)、動物実験施設を用いた実験等を行う巨大な研究所を旧湘南工場跡地に建設しようとしています。

創薬にとって、病原体、遺伝子組み換え生物等の研究が不可欠なことを否定するものではありません。しかし、現在、武田薬品工業(株)が建設を計画している地域は、研究所が周辺住民の生命、広域な地域の環境に与える影響から見て、立地条件はきわめて不適合であると言わなければなりません。

住宅、マンション、老人ホーム、総合病院、保育園、小中学校、複合商業施設などが近接する人口密集地にバイオ関連の研究を大規模な動物実験を組み合わせる巨大な研究所を建設することに、私たちは強い危惧を覚えます。

住民の生命とくらしを守ることが、行政の本来の役割です。

観光資源である湘南地域の環境そして住民の生命と健康を守るという観点に立ち、十分な安全対策が確保されるまでは、研究所建設は進めないよう働きかけをお願い申し上げます。

一方、バイオに関する法的規制は、国に定めるものの他は「神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針」のみで、強制力はありません。未知の分野が多いバイオに関して、早急に安全を確保する条例を整備し、住民の生命と健康を守ってくださるよう、お願いいたします。

<請 願 項 目>

1. 研究所建設から、住民の生命を守り、湘南地域の環境を守るために、下記の条件が確保されるまでは、研究所の建設を進めないことを、県、市当局が武田薬品工業(株)に行政指導するよう、意見書提出など議会から働きかけてください。

- ① 研究所からの病原体や遺伝子組み換え生物、有害物質などは一切外部に放出しないこと。
- ② 巨大な研究所の大量の汚染排気、汚染排水および散布排水について、施設内にて浄化处理し、循環再利用をするように改めること。
特に、住民協定に違反する公共下水道(大清水浄化センター)への排水は行わないこと。
- ③ 人口密集地に大規模な動物実験施設を建設しないこと。
- ④ 情報を十分に公開し、病原体、遺伝子組み換え生物、有害物質、悪臭の施設外への漏洩にそなえて、継続的に、リスクコミュニケーションをおこなうこと。

2. 「神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針」を見直し、住民の命と健康を守る条例を制定するよう、県へ意見書を提出してください。 以上

(注1) P3実験施設：病原性の高いHIVや鳥インフルエンザ、又遺伝子組み換え等を扱う実験施設

(注2) RI実験施設：放射性同位元素を用いる実験施設

藤沢ごみ裁判、次回結審（12／8）来春、判決の見通し

9月8日、第9回裁判では、原告側から、準備書面2通、4件の書証を提出後、藤沢市吉田環境部長の証人尋問が行われた。吉田証人対し、市側瀬高弁護士、原告側渡辺・小林がそれぞれ約20分間の証人尋問を行った。

証人尋問後、原告より今後の裁判の進行について正したところ、裁判長より次回結審、来春判決の見通しが示された。

<9／8裁判>証人尋問市側証人・吉田環境部長との主なやり取り

①、金沢地裁判決の既判力の問題

吉田氏は、金沢地裁判決が、今回の裁判の当事者には既判力が及ばないことを認めながらも、市は役務提供の報償として手数料徴収が出来るとの見解を表明した。金沢地裁の判決は、世帯届けを出させ特定の市民からの要請である点、焼却埋め立ての自己処理を広く認めているのに対し、吉田証言は、役務提供だけで金沢地裁の判決を都合良く引用している証言に終始した。

② ゴミ有料化についての環境省、総務省の見解問題

吉田氏は、両省とも有料化導入は適法であるとの同一見解であると、何ら法的根拠も示さず証言した。原告が、役所の見解がそれほど法的根拠があることならば、証人として来てほしいと証人申請していた問題である。（残念ながら裁判所に採用してもらえなかった）

③、市民の自己処理の協力範囲の問題

市の義務的行政行為と定められている収集・運搬・処分までお金を取るのは、違法な解釈であるとの指摘に、吉田氏は、市の一般廃棄物実施計画に規定しており、市民は市の施策に協力する義務があるのだから有料化に協力するのは当たり前との見解に終始していた。

④、有料袋購入を特定の個人の要請と見なす問題

吉田氏は、市の指定有料袋を使って出すことが特定の個人の要請と見なされると証言。無理矢理、有料袋を買わせ有料袋を使わなければごみ収集しないという高圧的な姿勢に終始した。

⑤、ごみ手数料を環境基金として積み立てる問題

吉田氏はごみ手数料を環境基金に積み立てると証言するのはまずいと思ったのか、一旦、手数料を一般財源に入れ、一般財源から手数料と同額のことを環境基金として積み立てると証言した。こうした吉田証言は、役務提供の対価として手数料を徴収しなければごみ行政がやってゆけないほど藤沢市の財政が逼迫しているものではないことを物語る証言内容である。

⑥、ごみ有料化の半年間の実績の問題

吉田氏は、ごみ有料化半年間の実績として1万トンを超える減量があったと証言したが、原告から i、資源ごみは1.5%程度しか増えておらず、市民の協力で分別はこれまで十分出来ていたのではないか、ii 減量についても事業系のごみと一般家庭ごみの比率はどのくらいになっているか。事業系のごみが堆肥化センターに行ったり、業者が収集し、減量は事業系のごみではないか、その辺をはっきりさせてほしいと反論した。

⑦、事業者の自己処理義務と市民の協力義務との違いの問題

廃掃法で事業者の排出した廃棄物は自ら処理しなければならないと規定されているのに対し、市民はなるべく自己処理するよう協力してほしいとだけしか規定されていないのに、吉田氏は、双方を同一視し、市民から手数料を取るのは当たり前と強弁。市民の協力とは、お金を払え、ということなのか。

⑧、野外焼却禁止と市の収集義務の問題

野外焼却は禁止となっており、ごみを市が無料収集は当たり前ではないかとの質問に、吉田氏は電動生ごみ処理機やデスポーザーなどの話を持ち出し、質問にまともに答えなかった。

⑨、ごみ有料化と有料指定袋制との違いの問題

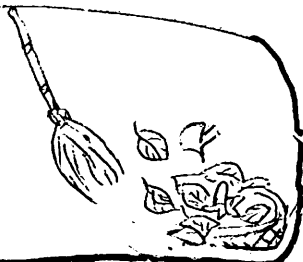
神奈川県では藤沢市、大和市、二宮町など3市がごみ有料制、小田原市など12市がごみ袋原価だけ、他の15市は無料でごみ減量を進めて、藤沢市はなぜごみ収集、運搬、処分費まで有料にしなければならないのかとの質問に、全国では半数近くの自治体が有料化していると述べ答えをはぐらかした。それに対し原告から、その中でも、10円、20円と原価程度でやっている自治体も数多いことを指摘した。

（藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会）

ECONET INFORMATION

湘南クリーンキャンペーン

ビーチクリーナーによる実演見学、海岸のゴミ拾い 動きやすい服装で
とき 11月16日(日) 13:30~
ところ 県立湘南海岸公園 平和の像の広場
主催 湘南地区不法投棄撲滅キャンペーン実行委員会
連絡先 県政総合センター 0463-22-2711内線 2220



ごみ有料化裁判(第10回)

12月8日(月) 11時から 横浜地方裁判所
いよいよ結審となります。多くの方の傍聴をお願いします
問合せ/藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会 ☎44-2652村上

和布でたのしく・・・リサイクルきものフェア

和服 帯 小物の販売 リサイクル品の展示など
着物の寄付を受け付けます、お持ち下さい。



11月6日(木) 10:00~16:00
かながわ県民センター1F(横浜駅西口5分)
主催 ファイバーリサイクルネットワーク 045-710-6507

収穫祭

11月16日11:00~
宮原の相原農園
連絡先
食生活研究会
☎22-0635
気軽にお出かけ下さい

藤沢エコネット

学習会「地球温暖化防止プロジェクト」
11月8日(土) 10:00~
労働会館 第5会議室
藤沢市温暖化ガス削減の実績と今後の見通し
関心ある方 どなたでも、お出かけ下さい
参加費 300円



会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 11月12日(水) 17:30~ 市民活動推進センターにて

《編集後記》秋たけなわ、行楽へと足が向いてしまうのは日本の秋が美しいからかも知れない。高速道路料金の ETC 搭載車のみ減額を政府は打ち出したようだが、一般車は対象にならないのはなぜだろうか？。私はJRや他の鉄道も、もっと割引して安くどこへでも出かけられるようにして欲しいと願っている。都心から遠い地方での運転数をもっと増やしてマイカーで出かけなくても良いようになるといいな！

(H)